

利用料、その他の費用の額

(1)訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1～3割)に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.21 円(7 級地)

区分	1 回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
身体介護	20 分未満	1,664 円	167 円	333 円	500 円
	20 分以上 30 分未満	2,491 円	250 円	499 円	748 円
	30 分以上 1 時間未満	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,789 円	579 円	1,158 円	1,737 円
	1 時間 30 分以上 (30 分増すごとに加算)	837 円 を加算	84 円 を加算	168 円 を加算	252 円 を加算
生活援助	20 分以上 45 分未満	1,827 円	183 円	366 円	549 円
	45 分以上	2,246 円	225 円	450 円	674 円
	身体介護生活援助 20 分以上	663 円	67 円	133 円	199 円
	身体介護生活援助 45 分以上	1,327 円	133 円	266 円	399 円
	身体介護生活援助 70 分以上	1,990 円	199 円	398 円	597 円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.21 円(7 級地)

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
夜間・早朝 加算	夜間(18 時～22 時)、早朝(6 時～8 時)にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 25%			
深夜加算	深夜(22 時～翌朝 6 時)にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1 回につき 1,021 円	103 円	205 円	307 円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1 月につき 2,042 円	205 円	409 円	613 円
生活機能向上 連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合(初回の訪問介護が行われた日の属する月)	1 月につき 1,021 円	103 円	205 円	307 円
生活機能向上 連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同して訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合(初回の訪問介護から 3 か月間を限度)	1 月につき 2,042 円	205 円	409 円	613 円

(2)交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり 15 円を請求します。

(3)キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の24時間前までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の12時間前までに御連絡いただいた場合	当該基本料金の 30%の額
御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%の額

(4)その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1)請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。

(2)支払い方法等

ア 請求月の 30 日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください(医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。)